

議案第 78 号

東郷町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の一部  
改正について

東郷町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する  
条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 1 2 月 2 3 日提出

東郷町長 石 橋 直 季

説 明

この案を提出するのは、地方公共団体情報システムの標準化移行時期の延期に伴  
い必要があるからである。

東郷町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

東郷町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（令和7年東郷町条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則中「令和8年1月1日」を「令和8年10月26日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案の概要

### 1 改正理由

地方公共団体情報システムの標準化移行時期の延期に伴い必要があるからである。

### 2 改正内容

施行期日を令和8年10月26日に改めること。

### 3 施行期日

公布の日から施行すること。